

平成19年10月10日  
 広島市長 秋 葉 忠 利  
 (下水道局計画調整課)

広島市公共事業(建設関係局所管)の再評価結果及び対応方針等について

このことについて、平成19年度に実施した広島市公共事業の再評価結果、平成19年9月5日に開催された「平成19年度第1回広島市公共事業(建設関係局所管)評価監視委員会」の審議結果及び平成19年9月7日に決定した対応方針を次のとおり公表します。

1 再評価の概要

事業種別	事業名	事業箇所	対応方針案	評価監視委員会の審議結果	対応方針	対応方針の理由及び今後の方針
下水道事業	特定環境保全公共下水道事業 (似島処理区及び単独公共下水道関連の15処理区並びに流域関連公共下水道関連の15処理分區)	(東区)牛田早稲田ほか、(南区)似島町ほか、(西区)山田町ほか、(安佐南区)沼田町伴・大塚ほか、(安佐北区)安佐町鈴張・久地・飯室、三入東、可部町勝木・桐原、狩留家町、小河原町ほか、(安芸区)瀬野町、上瀬野町、畑賀町ほか、(佐伯区)杉並台、五日市町石内、倉重ほか	事業継続	【審議結果】市の対応方針案を妥当と認める。	事業継続	本市の公共下水道事業の汚水整備は、平成18年度末で人口普及率92.5%に達したところであるが、市街化区域外では、未だに生活排水処理施設が十分に整備されていない状況にある。 このため、本市では、市街化区域外の汚水整備について、平成18年2月に「“衛生的で快適な生活環境の実現”と“良好な水環境の保全”を図るため、遅れている市街化区域外の整備を本市が計画的に推進し、生活排水処理の100%普及を目指す。」という「基本方針」を定めた。 市街化区域外の生活排水処理対策に対する地元住民の要望は強く、また、汚水処理施設整備の費用対効果も1.0以上であることから、今後は、「基本方針」の下、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業と連携を図りながら特定環境保全公共下水道事業の区域を拡大し、事業を継続していく。

2 その他

評価監視委員会に提出した資料及び評価監視委員会の会議要旨は、広島市公文書館、広島市下水道局計画調整課及び広島市企画総務局企画調整部(都市計画担当)でご覧いただくことができます。